

# 名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における 自己評価・ユーザー評価参加加算について

## 1 対象事業所

- (1) 生活支援型訪問サービス指定事業所
- (2) ミニデイ型通所サービス指定事業所
- (3) 運動型通所サービス指定事業所

## 2 加算の概要

上記1の対象事業所が、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業を前年度において実施した場合、1月につき所定単位数を加算します。

令和元年度に実施した場合、令和2年度に算定可能となります。

## 3 所定単位数

20単位／月

## 4 算定にあたっての留意事項

本加算は、上記1の対象事業所についてのユーザー評価を前年度において実施した場合に、実施した当該事業所においてのみ算定可となります。

対象事業所を他のサービスと一体的に運営している場合、他のサービスのユーザー評価を実施しても、上記1のサービスについてユーザー評価を実施しなければ、本加算を算定することはできません。

※例：訪問介護と介護予防訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスを一体的に実施している場合、生活支援型訪問サービス部分のユーザー評価を実施した場合のみ、次年度に生活支援型訪問サービスにおいて算定が可能となります。

平成30年度にユーザー評価を実施した事業所が、令和元年度算定対象となります。

## 5 ユーザー評価の詳細及び申込方法

以下のウェブサイトにてご確認ください。

\* 「名古屋市介護サービス事業者連絡研究会」

<http://www.meikaiken.gr.jp/>

\* 「NAGOYA かいごネット」

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>

(参考)平成30年度実施時のスケジュール

\* 参加申込締切 9月下旬

\* 自己評価・ユーザー評価の実施 10月～11月頃

\* 評価結果の公表(NAGOYA かいごネット) 次年度6月頃